

平成25年度補正予算事業「地域オープンイノベーション促進事業」  
(設備機器の導入・利活用事業)(中国地域)に係る企画競争募集要領

平成26年5月22日  
中国経済産業局  
地域経済部次世代産業課

中国経済産業局では、平成25年度補正予算事業「地域オープンイノベーション促進事業」(設備機器の導入・利活用事業)(以下、「本事業」という。)を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の目的

地域オープンイノベーション促進事業は、我が国における成長産業の育成を目指しつつ、地域企業によるイノベーション創出を促進するため、地域の中核的な試験研究機関や大学等の基盤整備を行う事業です。

本事業では、地域オープンイノベーション促進事業で確実に成果が達成できるよう、中国地方産業競争力協議会区域で特定された戦略分野に沿って地域の運営協議会で地域の技術シーズや社会・市場ニーズを基に決定した設備機器の公設試験研究機関(以下、「公設試」という)への配備や利活用を行うものです。

中国地方産業競争力協議会において特定された戦略分野の中で、先端ものづくり産業については、以下の8分野が挙げられています。

- 医療関連産業クラスター形成
- 環境・エネルギー関連産業クラスター形成
- 先進環境対応車(次世代自動車等)への取組強化
- 西日本の航空機産業拠点の構築
- 水素利活用による産業振興
- 軽量 Ruby(mruby)の利用による製造業等の振興、推進
- 感性イノベーション拠点の形成
- 高付加価値型電子部品・デバイスとその素材、製造技術開発

## 2. 事業内容

### (1) 試験研究・検査設備の整備

運営協議会が決定した別添1の試験研究・検査設備を中国経済産業局管轄区域の公設試に整備する(機器の購入手段は受託機関の内規に沿ったものであれば可とする)。

### (2) 専門家の配置

(1)で整備した試験研究・検査設備が有効活用され、地域におけるイノベーションが促進されるよう、高度な知見を持ち関係者間の調整を行う専門家を配置する。

専門家の役割としては、以下を想定。

- ・本事業で整備した試験研究・検査設備の有効活用を図るために行う、地域企業と公設試間、又は公設試とその他関係機関間のコーディネート

- ・地域企業が本事業により整備された試験研究・検査設備を活用する際のサポート（使用時のサポート、講習会開催等）

### (3) 広報事業等の実施

本事業で整備した試験研究・検査設備の有効活用及び地域におけるイノベーション促進に係る事業を実施する。

## 3. 事業実施期間

委託契約締結日～平成27年3月31日

## 4. 応募資格

本事業の対象となる提案者は、次の要件を満たす法人（企業・団体等）とします。なお、コンソーシアムによる提案（複数の法人による共同提案）も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ① 日本に拠点を有し、法人格（内国法人格）を有していること。
- ② 本事業に関する委託契約を中国経済産業局と直接締結できる企業・団体等であること。
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## 5. 契約の要件

### (1) 契約形態

委託契約

### (2) 採択件数

1件

### (3) 予算規模

1億6千万円を上限とします。なお、契約金額については、採択決定後から委託契約締結までの間に中国経済産業局と調整した上で決定することとします。

### (4) 成果物の納入

事業実施報告書 1部及びその電子媒体（中国経済産業局が指定するファイル形式）1部を中国経済産業局に納入することとします。

### (5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

### (6) 支払額の確定方法

事業終了後、委託先の事業者（以下、「事業者」という）より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

#### (7) 委託費により取得した試験研究・検査設備の取扱い

##### ①所有権

事業者が委託契約に基づき取得した試験研究・検査設備については、実施上、事業者が取得する態様としていますが、国の負担により取得されるものであり、委託事業の終了後には、国の所有となります。

##### ②管理主体

試験研究・検査設備の購入は、事業者が行いますが、運営協議会が策定した試験研究・検査設備の整備方針に則り設備を設置された公設試と事業者との間で、設備の維持管理等に関する協定を結んでいただいた上で、原則として維持等の管理行為は設備を設置された公設試が行うものとします。

##### ③委託事業終了後の機械装置等の処分について

委託事業終了後の国所有の試験研究・検査設備については、公設試と国との間で、必要な手続きを行った上で、地域企業の研究利用、国際規格への対応、安全性の確認等のための評価試験及び公設試自らの試験研究の範囲において、公設試は国から無償貸付けを受けることが可能です。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

平成26年6月4日（水）～平成26年6月24日（火）17時必着

### (2) 説明会の開催

開催日時：平成26年6月9日（月）13時30分～15時

説明会への参加を希望する方は、10. 問い合わせへ6月6日（金）17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「地域オープンイノベーション促進事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から3名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

### (3) 応募書類

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「地域オープン

イノベーション促進事業 提案書」と記載してください。各様式はA4判にて日本語で作成の上、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。

- ・提案書（様式1）＜正本1部、副本（コピー）10部＞
- ・企画提案書（様式2）＜正本1部、副本（コピー）10部＞  
※企画提案書に枚数の制限はありません。
- ・定款（寄付行為）、会社概要、直近の過去1年分の財務諸表 ＜各11部＞

- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。
- ③応募書類等の作成に要する費用は本事業の経費に含まれず、また、採否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### （4）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により下記あて提出してください。

〒730-8531

広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国経済産業局地域経済部次世代産業課

「平成25年度補正 地域オープンイノベーション促進事業」担当あて

※FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、余裕をもって送付ください。

## 7. 審査・採択について

### （1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される審査委員会で審査を行い決定します。なお、募集締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが明確で具体的、また合理的で妥当である

か。

- ④ 事業の実施方法等に、本事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。
- ⑤ 都府県域を越えて広域的に事業を実施するよう工夫されているか。
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

### (3) 採択結果の決定及び通知

採否結果は、各提案者に通知するとともに、採択された提案者については、中国経済産業局のホームページで公表します。

## 8. 契約について

### (1) 委託契約

- ① 採択決定後、委託契約締結に向けて、中国経済産業局と協議を行います。その際、事業の内容・構成・規模・金額などに提案内容から変更が生じる可能性があります。
- ② 契約書作成に当たっての条件の協議が整い、委託契約を締結した後に、事業開始となります。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もあります。
- ③ 契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### (2) 中間検査、確定検査等

- ① 委託契約期間中又は契約期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、担当経済産業局等が中間検査及び確定検査を実施します。
- ② 原則として、委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となります。また、委託契約期間終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

### (3) 不正行為、不正使用等への対応

採択後・委託契約後であっても、虚偽の申請であった場合や、財政法その他の法令規則、条例、経済産業省の定める委託管理等に照らして不正があった場合などは、採択や委託契約を取り消す場合があります。

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて、下記から適宜選択すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	委託事業に直接従事する者の直接作業時間に対して支払う給料その他手当。 なお、時間単価の算出及び積算に当たっては実績方式又は健保等級方式によること。健保等級方式を採用する場合は、P. 12 別添2を参照のこと。
II. 事業費	
①謝金	専門家に対する謝金。
②旅費	委託事業を実施するに当たって、委託事業に直接従事する者及び専門家に支払う旅費、日当、宿泊費、滞在費。 ただし、滞在費は専門家に支払うもののみ。
③会議費	委託事業を行うために必要な会議の茶菓料（お茶代）、会場借料等。
④通信運搬費	委託事業を行うために必要な通信・運搬費・輸送料。
⑤消耗品費	委託業務を行ううえで、必要な消耗品費の購入に要する経費。
⑥機器等借料	委託事業を行うために必要な機器等借料。
⑦印刷製本費	会議資料、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費。
⑧宣伝広報費	委託事業を行うために宣伝広報費。
⑨雑役務費	委託事業を行うために必要な補助員人件費
⑩その他の経費	委託事業を行うために必要な経費等、委託業務遂行上必要であり、中国経済産業局が認めた費用。
III. 試験機器整備費	
①設備物品費	運営協議会が決定した試験研究・検査設備の購入、製造、改造、借用、修繕、据付けに必要な経費。 なお、機械装置は運営協議会が認めた公設試に設置することとする。
②外注費	機械装置又は工具器具備品の設計、製造、修繕又は据え付けの外注に必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業に必要となる経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費。 ※原則として、上記I. からIII. に係る経費の合計額に、当該法人等の直近決算における一般管理費率（直接経費の10%を上限とする。）を乗じて算出するものとする。

※企画提案書の記載に際しては、上記IからIVの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。なお、免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税欄には仕入課税額を記入してください。

- (2) 直接経費として計上できない経費
- ・建物等施設に関する経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係のない経費

10. 本事業に関する問い合わせ先

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30

経済産業省 中国経済産業局地域経済部次世代産業課（担当：六浦）

TEL：082-224-5680

FAX：082-224-5645

E-mail：cgk-jis@meti.go.jp

※メール又はFAXでお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「地域オープンイノベーション促進事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以 上





(別添1)

購入機器一覧

機器の設置場所	機器の名称	機器仕様	利用目的、用途
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	超臨界流体クロマトグラフ	1. 送液部:液化二酸化炭素用~10mL/min, 溶媒用~5mL/min 2. 抽出部:高圧容器 10mL 以上 3. クロマト部:オートインジェクタ, カラムオープン, 圧力調整弁 4. 検出器:PDA 5. 回収部:フラクションコレクター 6. 制御・解析:データステーション	・農林水産資源に含まれる脂溶性成分、水に難溶性の成分等の分析、分取の利用目的 ・未利用資源からのカロテノイド系色素の抽出用途 ・魚油の精製 (EPA、DHA) 用途
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	小容量液体連続殺菌試験装置	1. 殺菌方式:チューブ式 2. 仕込量:最小 3L 3. 処理量:30~60L/H 4. 温度:殺菌 95~143°C, 冷却 90~30°C 5. 主要材質:接液部 SUS316 6. 充填機:タンク 20L 以上, 500mL 以下/回	・液体の他に、固形物や繊維質を含む製品、粘度の高い製品でも連続して安定した殺菌を行うことができる装置であり、高品質で安全・安心な食品開発の利用目的 ・固形物を含む食品の高品質化のための殺菌試験用途 ・風味、色調を保持した殺菌条件の開発用途
島根県産業技術センター	X線回折装置	1. 管球出力 3kW 以上 2. 薄膜および粉末材料対応 3. In-plane 回折 (多層薄膜の深さ方向の結晶相同定、密度測定、結晶性評価) 可能 4. ピーク検索・同定機能およびピークデータベース付属	材料物性評価のための基本的かつ汎用的な計測機器で、各種の結晶性材料の結晶名を同定することができる。無機材料を中心として金属材料および一部の有機材料にも適用可能である。薄膜対応のアタッチメントを付属し、膜厚、薄膜密

			度、配向性などの薄膜分析にも対応可能な仕様とする。
岡山県工業技術センター	マイクロエレメントモニター	1. エネルギー分散型蛍光 X 線分析法 2. 多数の元素分析が可能 3. 液体窒素不要のシリコンドリフト検出器装備 4. 元素分布のマッピング表示が可能	EUでは自動車部品や材料に鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを使用することを禁止している。そのため、国際化に対応するためには、上記重金属の含有の有無を把握する必要がある。本装置の導入により、製品中の重金属含有量を非破壊・簡便・迅速に測定することが可能となる。
岡山県工業技術センター	スーパーキセノンウエザーメータ	1. 放射照度：60～180W/m <sup>2</sup> (300～400nm) の範囲以上 2. 試料数：50 枚以上(各 150×70mm 以上) 3. キセノンランプを光源に用いた耐候性試験機仕様 4. JIS B 7754 に適合した機器仕様  二次側の電源工事（手元開閉機器の設置）必要	自動車に使用されているシート、プラスチック等の部材は太陽光により退色、脆化等で劣化する。このため、部材の耐用年数を把握することは必要不可欠な要因となっている。本装置の導入によって、部材の耐候性を短期間で解析することが可能となり、耐候性の高い部材を選定するための指標ができるとともに、耐候性向上に関連した研究開発の一層の進展が図れる。
広島県立総合技術研究所	3次元動作・形状解析システム	1. モーションキャプチャー装置：リアルタイム光学式，8 カメラ，240fsp，1024*1024px 以上，ダイナミックキャリブレーション法，3 軸方向の床反力計測 2. 生体信号装置：8ch 以上，1 kHz サンプリング以上の無線式筋電計測，グラスタイプ 30Hz 以上の視線計測 3. 3次元形状計測装置：アーム式 6 自由度，接触＋非接触タイプ，精度 0.1mm 以下	・モーションキャプチャーによって、操作動作を測定する。 ・視線解析装置によって、ヒトの視線情報を感知する。 ・形状観測装置によって、物体の形状を認識する。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体信号計測解析装置や筋骨格シミュレーションによって、ヒトに対する身体負担や生体信号を把握する。</li> <li>・これらを通じて、ヒトや物体との相互作用やヒトの認知機能の定量化を行う。</li> </ul>
地方独立行政法人山口県産業技術センター	味認識装置	<p>1. センサー又は標準物質添加法等により酸味・塩味・旨味、苦味・甘味を数値化及び相対的比較が可能</p> <p>2. 多変量解析の主成分分析が可能</p> <p>3. 測定結果のレーダーチャート、2次元散布図表示が可能</p> <p>4. センサー感度の診断機能付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合製品の調査・解析及び、その結果を基にした差別化された商品設計</li> <li>・商品の味覚に係る品質管理</li> <li>・味（おいしさ）の数値化によるマーケティングのツール</li> </ul>
地方独立行政法人山口県産業技術センター	におい識別装置	<p>1. 物質の臭いを2本の極性の異なるキャピラリーカラムにより分離し、ライブラリー検索により分離した臭い成分の同定（推定）が可能</p> <p>2. 任意の特定成分の濃度定量が可能</p> <p>3. 異なる物質の臭いの違いを判別し、客観的に表示（マッピング）可能</p> <p>4. 主成分分析や PLS 回帰分析が可能</p> <p>5. カラム温度：室温から 250℃以上の範囲で制御可能</p> <p>6. オートサンプラー付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合製品の調査・解析及び、その結果を基にした差別化された商品設計</li> <li>・商品の嗅覚に係る品質管理</li> <li>・味（おいしさ）の数値化によるマーケティングのツール</li> </ul>

(別添 2)

## 人件費積算時における健保等級単価計算の導入について

平成25年度補正予算事業「地域オープンイノベーション促進事業」(設備機器の導入・利活用事業)(以下、「本事業」という。)に係る委託事業者の人件費の算出方法については、事務の効率化や計算事務の煩瑣性を排除する観点から、以下のとおり定め運用することとする。

### 1. 健保等級による積算における原則

健保等級を用いた労務費単価の計算方法については次項に規定する方法により算定した労務費単価(円/時間)に従事時間を乗じて算出する。

法定福利費(事業者負担分)については保険の種類、事業者の事業の種類の分類によって異なるため、事務の効率化の観点から労務費単価には上乘せしない取扱いとする。

なお、等級単価一覧表(別表)は毎年度、大臣官房会計課において作成し提示するものとし、委託契約締結時においては平成26年度適用表を使用するものとする。

### 2. 労務費単価の計算方法

#### (1) 労務費単価の算定方法

委託・補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表(別表)に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価
健保等級適用者(A)	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者(B)	年俸制 月給制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価(一円未満切捨て)を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

#### ① 健保等級適用者(A)

次の各要件の全てを満たす者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア. 健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該委託事業に従事する者。ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者については、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

イ. 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

ア. 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者

→ 等級単価一覧表のA区分を適用

イ. 賞与が年1～3回まで支給されている者

→ 等級単価一覧表のB区分を適用

② 健保等級適用者以外の者（B）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。

この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって1日当たりの労務費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

(2) 健保等級適用者以外の者の取扱細則

(2) - 1. 等級単価を適用する者

前記(1)②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健

康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

③ 通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）については除外しない。

④ 賞与の取扱い

ア. 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ. 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（４月～９月）又は下期（１０月～３月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

・年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月（１円未満切捨て）

（２）－２．等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

② 賞与の取扱い

前記（２）－１．④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

・日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）

・時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

（３）等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された健保等級を適用する。

② 健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。

（a）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

（b）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

③ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、1週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を標準報酬月額又は月給範囲額に乗算した額により適用される等級又は月給範囲の労務費単価を使用することができる。

- ・ 健保等級適用者：「短時間労働者の所定労働時間÷就業規則等で定めた所定労働時間×標準報酬月額」で算定された額を報酬月額とみなし、該当する健保等級を適用する。
- ・ 健保等級適用者以外：「短時間労働者の所定労働時間÷就業規則等で定めた所定労働時間×月給範囲額（2.（2）－1.で算定した額）」で算定された額を月給範囲額とみなし、該当する月給範囲を適用する。

#### （4）等級単価の証明

前記（3）①及び②の健保等級又は給与については、別添様式1（健保等級証明書）又は様式2（給与証明書）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・ 健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
- ・ 健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・ 給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

## 等級単価一覧表 平成26年度適用

等級	健保等級適用者		労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	月給範囲額		
		以上 ～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	340	440	～ 81,900	440	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	400	520	81,900 ～ 94,900	520	
3	78,000	73,000 ～ 83,000	460	600	94,900 ～ 107,900	600	
4	88,000	83,000 ～ 93,000	520	680	107,900 ～ 120,900	680	
5	98,000	93,000 ～ 101,000	580	750	120,900 ～ 131,300	750	
6	104,000	101,000 ～ 107,000	610	800	131,300 ～ 139,100	800	
7	110,000	107,000 ～ 114,000	650	850	139,100 ～ 148,200	850	
8	118,000	114,000 ～ 122,000	700	910	148,200 ～ 158,600	910	
9	126,000	122,000 ～ 130,000	740	970	158,600 ～ 169,000	970	
10	134,000	130,000 ～ 138,000	790	1,030	169,000 ～ 179,400	1,030	
11	142,000	138,000 ～ 146,000	840	1,090	179,400 ～ 189,800	1,090	
12	150,000	146,000 ～ 155,000	890	1,150	189,800 ～ 201,500	1,150	
13	160,000	155,000 ～ 165,000	950	1,230	201,500 ～ 214,500	1,230	
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,010	1,310	214,500 ～ 227,500	1,310	
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,070	1,390	227,500 ～ 240,500	1,390	
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,120	1,460	240,500 ～ 253,500	1,460	
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,180	1,540	253,500 ～ 273,000	1,540	
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,300	1,700	273,000 ～ 299,000	1,700	
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,420	1,850	299,000 ～ 325,000	1,850	
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,540	2,000	325,000 ～ 351,000	2,000	
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,660	2,160	351,000 ～ 377,000	2,160	
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,780	2,310	377,000 ～ 403,000	2,310	
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,900	2,470	403,000 ～ 429,000	2,470	
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,020	2,620	429,000 ～ 455,000	2,620	
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,140	2,780	455,000 ～ 481,000	2,780	
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,250	2,930	481,000 ～ 513,500	2,930	
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,430	3,160	513,500 ～ 552,500	3,160	
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,610	3,400	552,500 ～ 591,500	3,400	
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,790	3,630	591,500 ～ 630,500	3,630	
30	500,000	485,000 ～ 515,000	2,970	3,860	630,500 ～ 669,500	3,860	
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,150	4,090	669,500 ～ 708,500	4,090	
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,320	4,320	708,500 ～ 747,500	4,320	
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,500	4,560	747,500 ～ 786,500	4,560	
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,680	4,790	786,500 ～ 825,500	4,790	
35	650,000	635,000 ～ 665,000	3,860	5,020	825,500 ～ 864,500	5,020	
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,040	5,250	864,500 ～ 903,500	5,250	
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,220	5,480	903,500 ～ 949,000	5,480	
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,450	5,790	949,000 ～ 1,001,000	5,790	
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,690	6,100	1,001,000 ～ 1,053,000	6,100	
40	830,000	810,000 ～ 855,000	4,930	6,410	1,053,000 ～ 1,111,500	6,410	
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,230	6,800	1,111,500 ～ 1,176,500	6,800	
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,520	7,180	1,176,500 ～ 1,241,500	7,180	
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	5,820	7,570	1,241,500 ～ 1,306,500	7,570	
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,120	7,960	1,306,500 ～ 1,371,500	7,960	
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,480	8,420	1,371,500 ～ 1,449,500	8,420	
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	6,830	8,880	1,449,500 ～ 1,527,500	8,880	
47	1,210,000	1,175,000 ～	7,190	9,350	1,527,500 ～	9,350	